

ノラ猫トラブルのない 地域社会をめざして

4 「地域猫活動」ってなに？

地域猫活動アドバイザー 石森信雄

「地域猫活動」は 動物愛護管理法の趣旨そのもの

「動物の愛護及び管理に関する法律」の目的とは？

環境省のパンフレットより

人と動物の共生する社会の実現を目指して



「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」の対象となる動物は、家庭動物（ペット等）だけでなく、展示動物、産業動物（畜産動物）、実験動物などを広く含みます。

3

人と動物の共生する社会の実現への2つの柱 「愛護」と「管理」

動物愛護管理法は、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としています。動物の虐待や遺棄を防止、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切にする心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をただかわいがるだけでなく正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指しています。

人と動物の共生する社会



動物の愛護

動物の虐待や遺棄の防止
動物の適正な取扱い
動物の健康や安全の保持

動物の管理

動物による人や財産への侵害の防止
生活環境保全上の支障の防止
人への迷惑の防止



法律の**目的**は

人と動物の共生する社会の実現



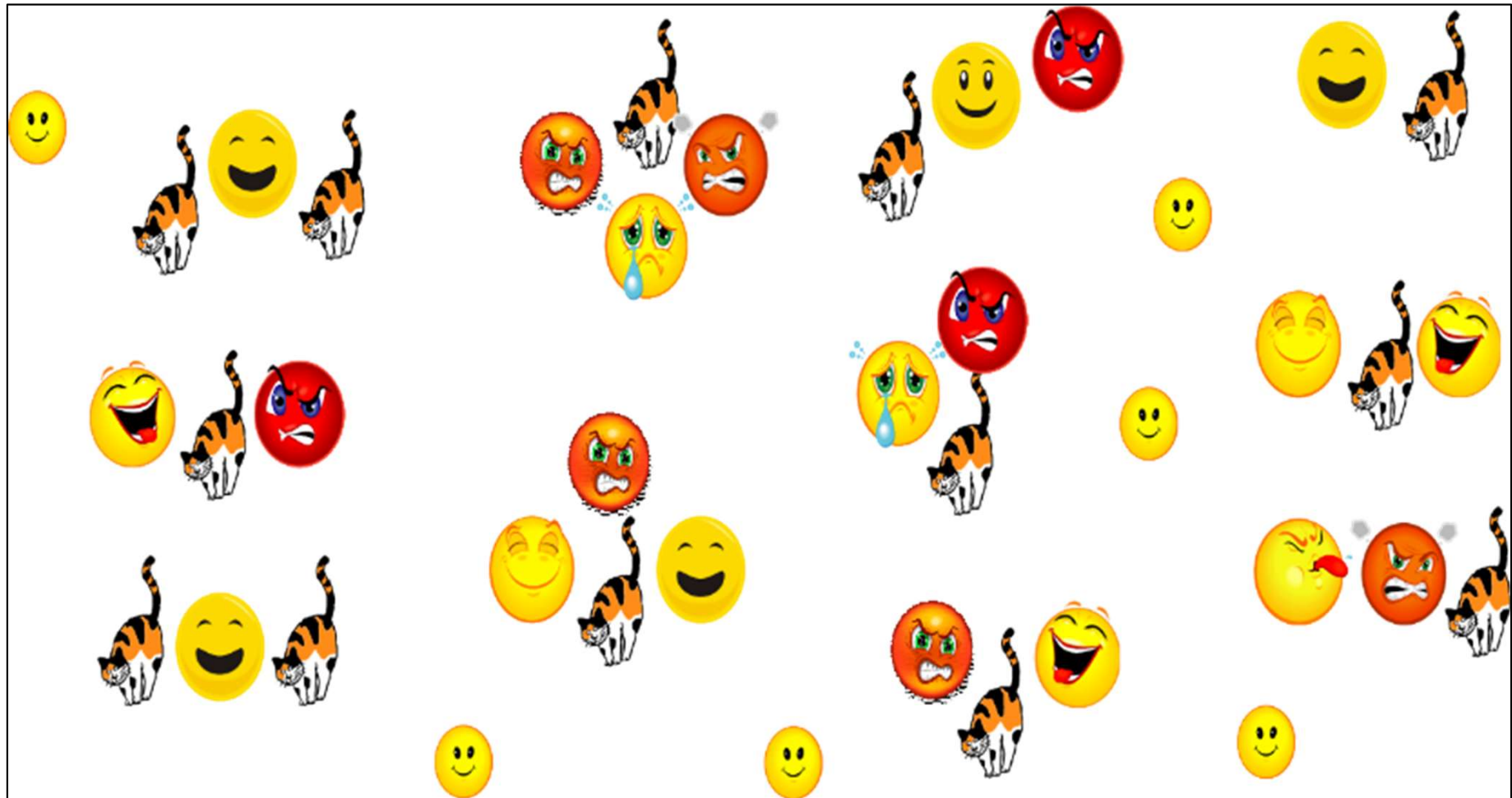
我々のテーマに置き換えると

人と猫の共生する社会の実現

社会 = 人間社会のこと

あたり前だが、法律は「動物の社会」について書いて
いるのではない。

～ノラ猫をめぐる人間社会～ 現在はこんな感じ？



笑っている人、怒っている人、泣いている人
無関心な人、様々混在していて、まさにカオス

「地域猫」というときの「地域」の意味

「地域」 = 場所（エリア）・・・×

「地域猫」とは、地域にいる猫のことではない。
それだと「ノラ猫」を呼び変えただけである。

「地域」 = **地域社会（コミュニティ）**・・・○

だから「地域猫」とは・・・

地域コミュニティ と共生している猫

||

地域に住んでいる人々 と共生している猫

地域に住んでいるひとりひとりが本当の意味で ノラ猫と共生できるようにするには、どうしたらよいか

みんな地域住民

そして

みんなノラ猫のことで
心がザワついている

= みんな共生できていない

- こそこそエサを与えて逃げている人
- エサは与えていないが猫好きで
ノラ猫が心配でたまらない人
- ノラ猫被害に怒っている人
- ノラ猫被害で嘆いている人

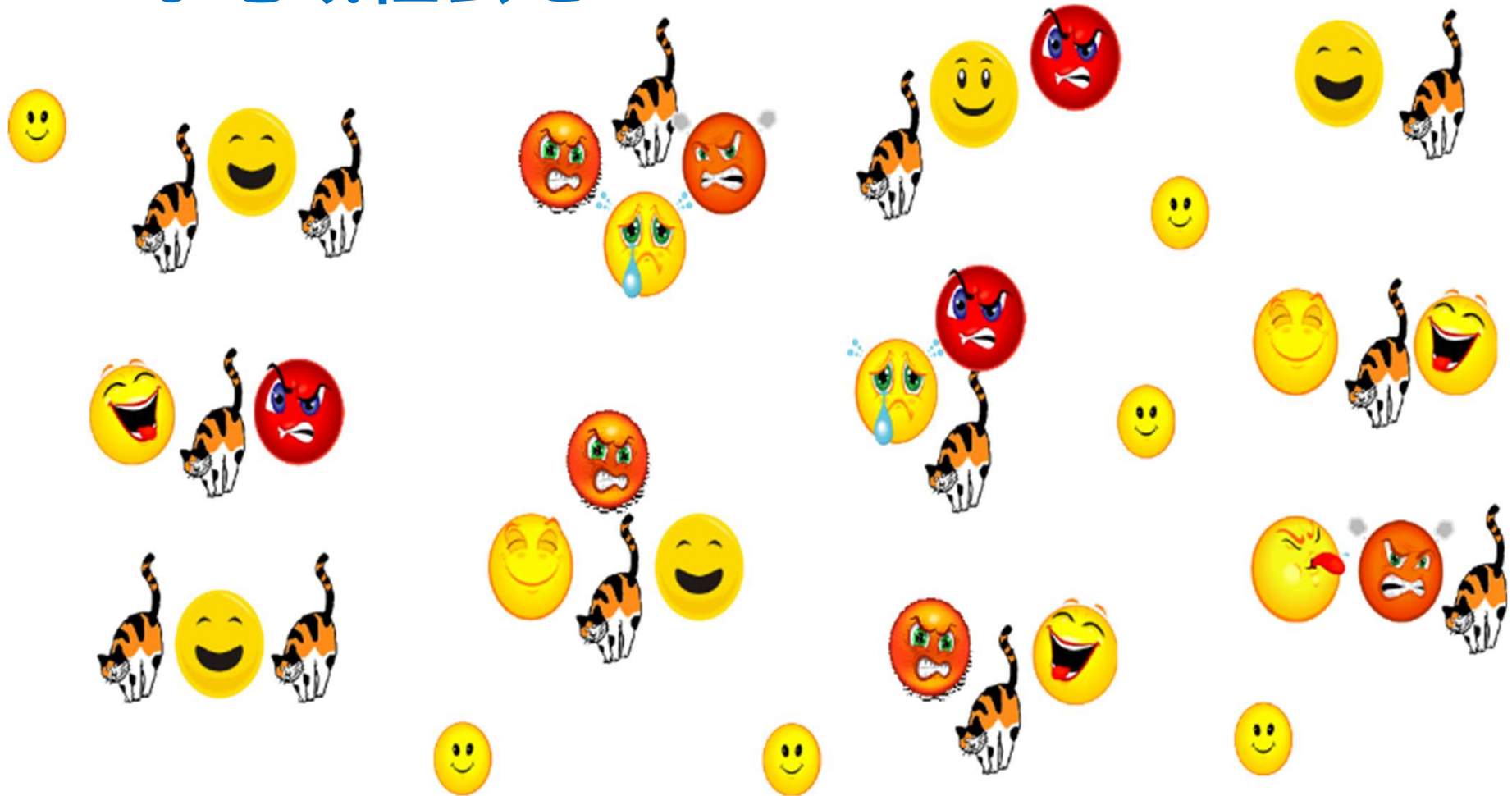
「ノラ猫と共生できている地域」とは

地域に住むひとりひとりが
「ノラ猫がいても心がザワつかない状態」になっている地域

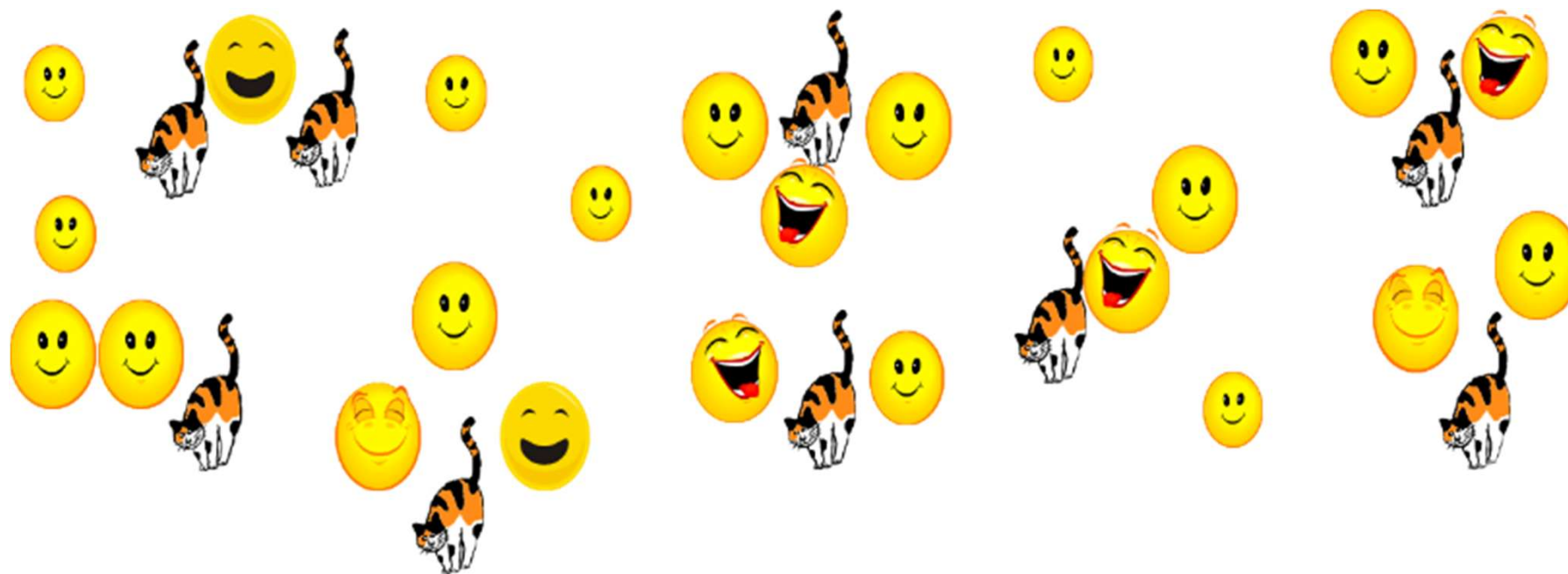
「人と猫の共生する地域社会」を実現するためには
地域のひとりひとりの心に安心を提供することが不可欠

地域猫活動の目指すもの

こんな地域社会を・・・



こんな地域社会に！

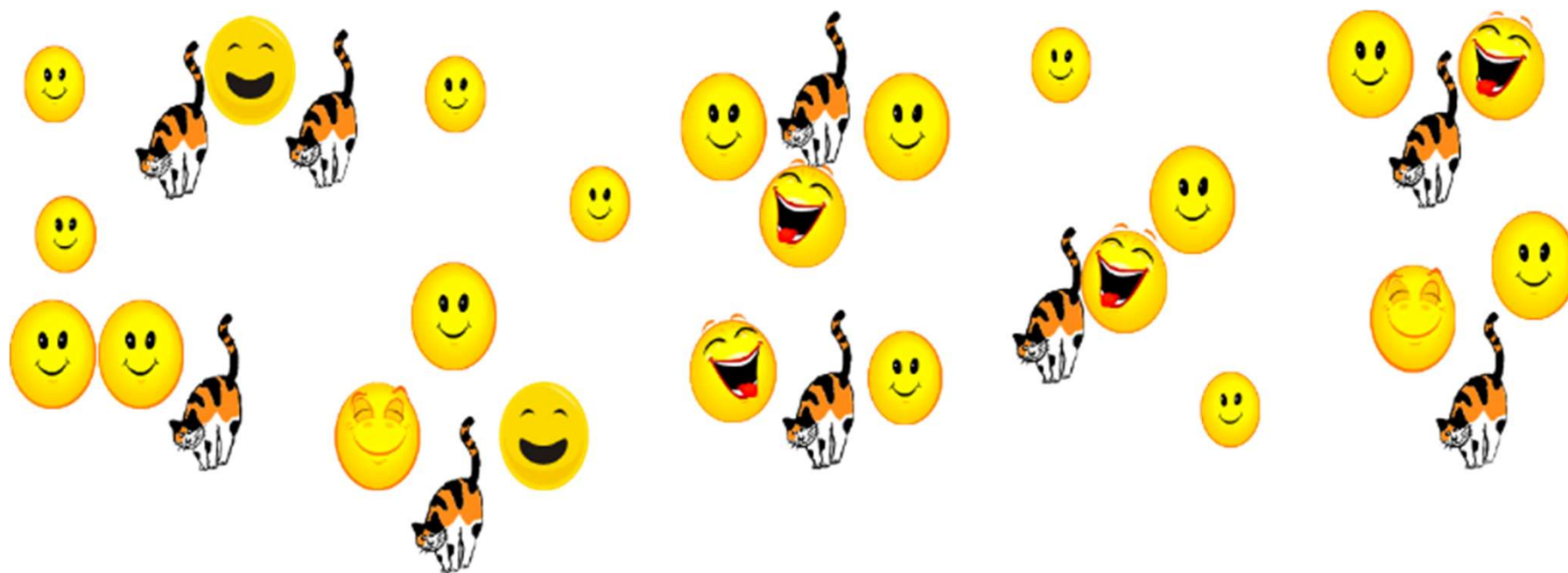


ノラ猫がいても心がザワつかない地域社会

注意！ 皆が猫を大切にしている地域社会**ではない**

ノラ猫がいても心がザワつかない地域社会

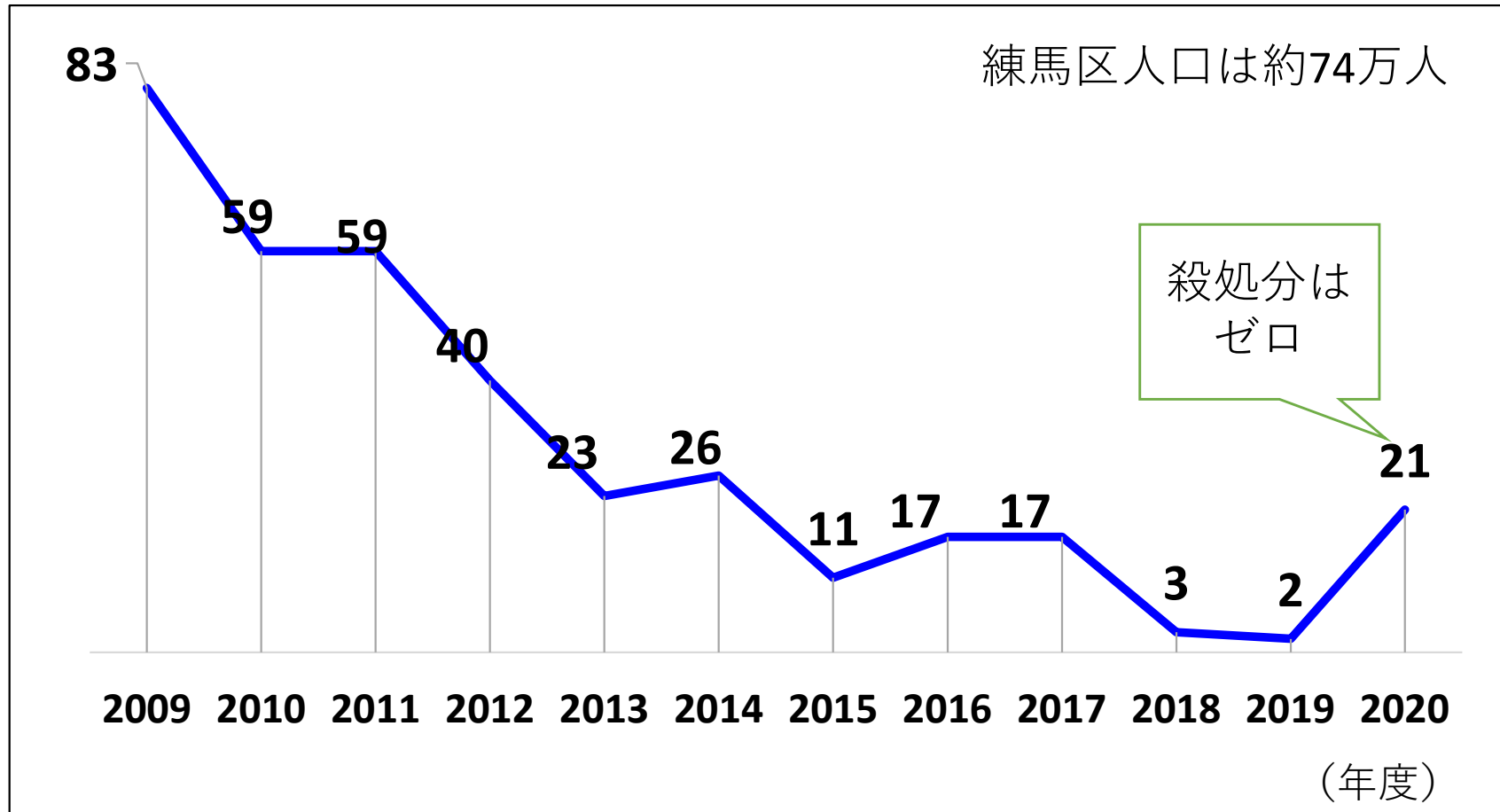
(皆が猫を大切にしている地域社会ではありません)



- 1 「邪魔な猫は行政に引き取ってもらおう」とは誰も思わない
- 2 イラつくことも無いので、行政に苦情が寄せられない

実績① センター引取り数の減少

東京都動物愛護相談センターにおける練馬区内からの子猫の引取り数

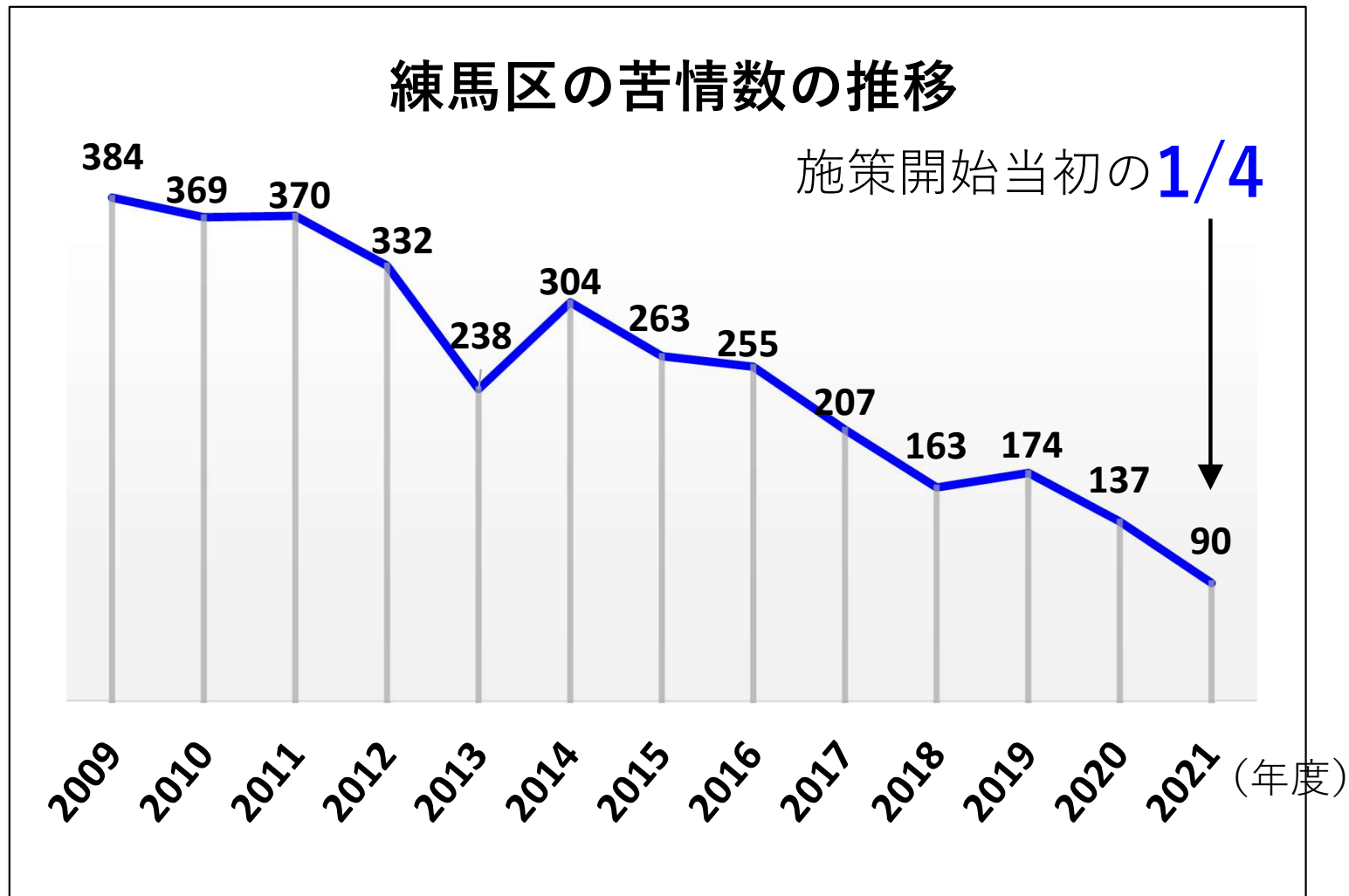


ノラ猫でイライラしない
⇒センターに持ち込まれない



センター引取り数が減少

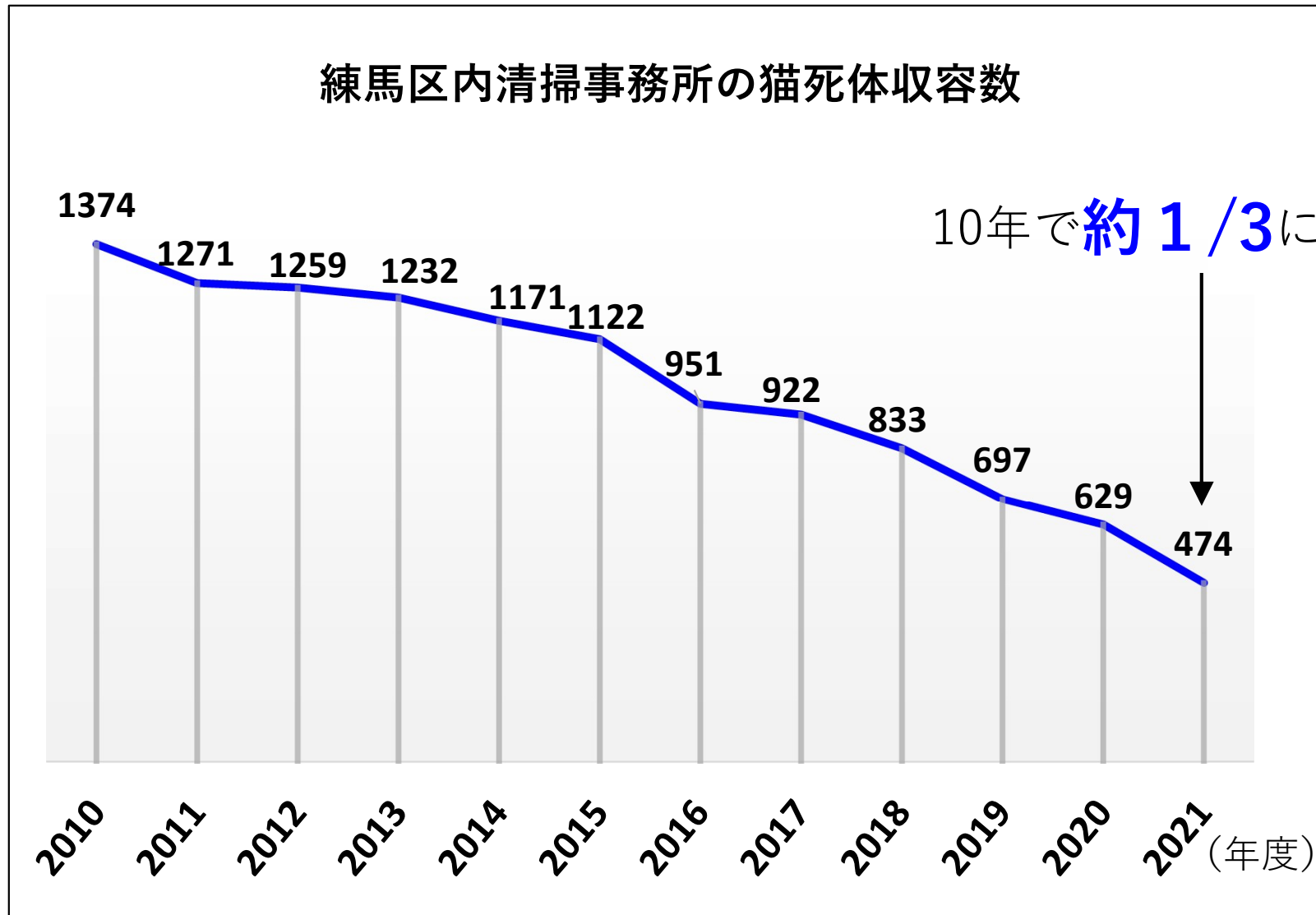
実績② 苦情数の減少



地域猫活動地域からの苦情はとても少ない

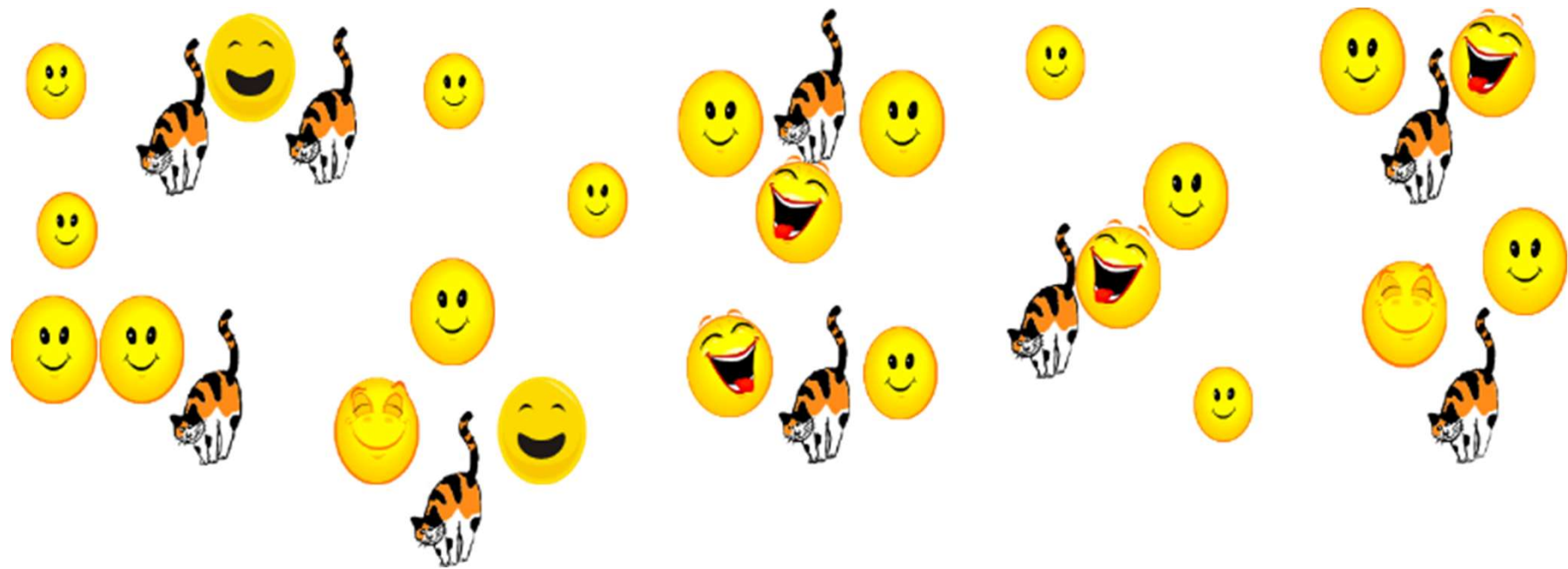
なぜなら 戸別訪問やチラシ配布など、
繰り返し、かつ徹底的な地域密着の広報活動により、
対策されていることが地域住民に知られているから

実績③ 猫の死体処理件数の減少



練馬区内のノラ猫の総数が減少していると思われる

※ 清掃事務所で収容した死体はペット葬祭業者に引き渡され、合同火葬・埋葬されている。



地域住民によって適正管理
誰もイライラしていない
行政への苦情もない
行政に持ち込まれる猫もいない
おそらく全体数も減少している

動物愛護管理法の目的どおり

**人と動物（猫）の
共生する地域社会**

地域猫活動とは

- ① 地域の方によって、
- ② 生態を踏まえた合理的な猫被害対策を進め、
- ③ 住民の不安を除去していくことで、
- ④ 猫に対する住民意識を自然な流れで変えていき
- ⑤ 法の目的である「人と動物の共生する社会」を
地域という小さな社会で実現する
- ⑥ 地域密着型の、草の根の市民活動である。

法令の根拠（環境省告示）①

動物愛護管理法に基づく自治体向け指針

環境省 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

（最終改正：令和2年環境省告示第53号）

第2 今後の施策展開の方向

2 施策別の取組

(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

② 講ずべき施策

ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。

この指針における「地域猫活動」の定義

住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動

法令の根拠（環境省告示）②

動物愛護管理法に基づく 国民向け基準

環境省 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
(最終改正：令和2年環境省告示第21号)

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、**不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に**、**給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策**など、**周辺**の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

この基準における「**地域猫対策**」の定義

不妊去勢手術を施して、**周辺地域の住民の十分な理解の下に**、**給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策**

「地域猫活動」における 行政の役割とは？

地域猫活動とは

地域のノラ猫問題を
解決するための
住民自身による地域活動

じゃ、行政は何もしてくれないの？

いえ、行政にしかできない役割があります



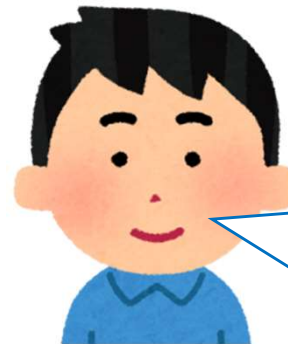
あなた誰？
猫のための活動なら
ウチは協力できないよ



あのお・・・
そうではなくて
地域のため
なのです・・・



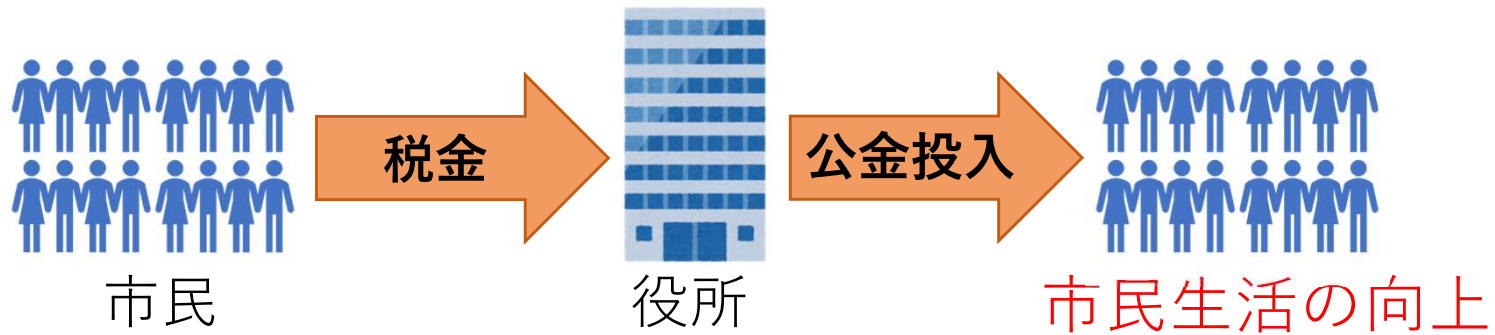
はじめまして
行政の方針に従って
ノラ猫対策をしています



へえ・・・、
行政の方針ですか
よく分からないけれど
まあ、ご苦労さまです

行政の役割は「活動の公共性を保証する」こと
要するに「行政の信用力を、活動者に貸す」こと

行政が関わる意味



行政は、**公金**を投入して**市民生活の向上**を図るのが仕事

猫愛護者
猫被害者
その他住民

どの立場の人も
住みよいまち = ノラ猫トラブルのない
住みよいまち = **市民生活の
向上**

これが、行政が地域猫活動に関わる意味（**公共性**）

猫を幸せにするために公金（みんなのお金）を投入しているのではない
(ただし、地域猫活動によって、**結果的に**猫も人間と共生できるようになる)

この活動は、市民生活向上のための
公共的なものです。
だから行政も支援しています。

協力者



協力者



協力者



地域ボラン
ティア

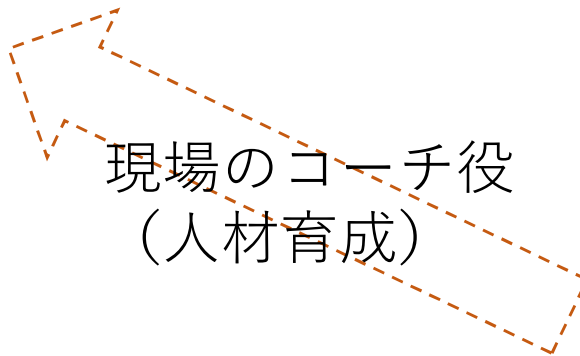


公共性を保証
(信用力を貸す)



行政

現場のコーチ役
(人材育成)



先輩ボランティア

住民自治

地域の問題、地域で解決

「行政の支援」の具体例

- ① 区報やチラシ等で
「地域猫活動を推奨しています」と広報
- ② 町会・自治会への説明、調整
- ③ 去勢・不妊手術費用の助成

最も重要なのは①、次が②

自治体が「これがわが自治体の考えです」と示すと

- ・ 地域ボランティアは「公共的な活動です」と言える
- ・ 地域の一般住民が理解しやすくなり、対策が進みやすくなる